Ⅵ　サービス利用に関する基準

１　支給決定の対象者

・身体障がい者

身体障害者手帳

・知的障がい者

療育手帳

・精神障がい者

① 精神障害者保健福祉手帳

② 精神障がいを事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

③ 精神障がいを事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類

④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障がい者であることが確認できる内容であること） 等

・難病等対象者

医師の診断書、特定疾患医療受給者証等

・障がい児

① 障害者手帳

② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類

③ 手帳等を持っていない場合は、子ども発達相談センターの発達検査の証明書、主治医の診断書又は特別支援学校及び特別支援学級に在籍している証明書

・介護保険対象者

障害福祉サービスを利用されている方が、介護保険利用対象者となると居宅介護（身体介護や家事援助等）や短期入所を利用している場合は介護保険のサービスが優先となります。そのため、介護保険の認定調査の手続きを行い、要支援や要介護の判定が出た場合は、介護保険サービスの利用に基本切り替える必要があります。障害福祉サービスを利用している場合は障がい福祉課から 65 歳の誕生日を迎える 3 か月前に介護保険利用の案内が届きます。なお、65 歳以前から利用している通所施設や介護保険のサービスにはない障害福祉サービス（同行援護、行動援護、移動支援、日中一時支援等）は継続して利用することが可能です。

また、65 歳以上の障がい者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっています。

介護保険と障害福祉の適用関係

１．社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。しかし、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断

２）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障がい者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

②　介護保険サービス優先の捉え方

ア　サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障がい者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

２．市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③　具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア　在宅の障がい者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ　利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障がい者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

２　高島市における障害福祉サービスと介護給付の併給の原則について

① 介護保険利用対象で介護保険給付費（居宅介護（身体介護や家事援助等）や短期入所）を利用している障がい者については、基本的に介護保険サービスの利用が優先となります。障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行がスムーズに行えるよう概ね３か月前から制度の説明や手続き等の支援を行います。
なお、当該障がい者が介護保険サービスにより必要なサービスを受けることが可能にも関わらず、手続きを行わない場合は、引き続き手続きするように助言や援助を行いつつ、介護保険サービス移行までの期間、限定的に障害福祉サービスの給付を行います。

② 障害福祉サービスと介護保険サービスを併給して利用する場合、「介護保険サービスへの移行フロー図」のとおりとし、必要な場合に応じて介護移行会議を開催して判断します。

③ 併給を行うサービスは原則として、居宅介護、重度訪問介護等身体面の介護に係るものとします。

④ 併給を行う場合、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成したケアプランを十分に検討し、あくまで介護保険サービスが主体となっていることを確認します。

３　各サービス利用

（１）　居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【居宅介護に共通する基準】

・二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認めます。

1)障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合

2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

3)その他障がい者の状況から 1)2)に準ずると認められる場合

・１日複数回利用する場合は、概ね２時間以上の間隔を空けることが必要です。

（1-1）身体介護

居宅において、本人が行う入浴、排せつ及び食事等の介護等をヘルパーが行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、障がい児（小学生以上）、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】区分１以上（児童はこれに相当する支援の度合）

②支給量を定める単位時間（30 分単位）月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

- 日常生活を営む上で必要な行為を利用者本人が行う時に、ヘルパーが利用者本人へ身体的援助を行うサービスです。安全確認のための声掛け、見守りも含みます。
- １回あたりの利用時間の上限は基本３時間です。

（1-2）家事援助

居宅において、**ヘルパーが調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。**

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、障がい児、難病等の患者（児童含む）

【支援区分】区分１以上（児童はこれに相当する支援の度合）

②支給量を定める単位時間（最初は 30 分、その後は 15 分単位）月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

- 日常生活を営む上で必要な行為を、利用者本人に代わってヘルパーが行います。利用者が単身のため、又は家族等の介護者に障がいや疾病があるため、利用者本人や家族等の介護者が家事を行うことが困難な場合に支援するサービスです。
  （日常生活に含む）

調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理・補修、ベッドメイク、薬の受け取り
育児支援（育児中の親が障がいを理由に通常の育児ができない場合）等
（日常生活に含まない）
来客対応、洗車、利用者本人以外のための調理・洗濯、利用者本人が使用しない部屋の掃除、部屋の模様替え、特別な調理（正月やクリスマスなど特別な手間を掛けて行うもの）庭の手入れ、ペットの世話等

- １回あたりの利用時間の上限は基本 1.5 時間です。
- 障がい児や難病等の児童の利用は、通常の育児との違い、児童が年齢に応じて通常取得する家事能力、家庭の事情などを総合的に判断して支給決定を行いますので、事前に障がい福祉課に相談してください。
- 要件全てに該当し、障がいを理由に子供の世話が十分にできない場合などは、「育児支援」の観点から家事援助の対象となる場合がありますので、事前に障がい福祉課に相談してください。

（1-3）通院等介助

居宅から、病院へ通院するため、官公署や相談事業所へ公的手続や障害福祉サービス利用について相談するための移動介助を行います。具体的には以下の通り。
①病院等への通院…医療機関に通院の介助
②官公署等での手続き…公的手続及び相談のため、官公署（国、都道府県、市町村の機関や外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他準ずる施設））、指定相談支援事業所を訪れる場合の送迎の介助（選挙の投票を含む。）
③障害福祉サービス事業所の見学…相談の結果、見学のため、紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の送迎の介助

①対象者と必要な障害支援区分
（身体介護を伴わない場合）
【対象者】障がい者、障がい児、難病等の患者（小学生以上の児童含む）
【支援区分】区分１以上（児童はこれに相当する支援の度合）
（身体介護を伴う場合）
【対象者】障がい者、障がい児、難病等の患者（小学生以上の児童含む）
【支援区分】区分２以上（児童はこれに相当する支援の度合）
【他の要件】
障害支援認定調査において、次に掲げる項目のいずれかの状態に１つ以上認定されていること
歩行：「全面的な支援が必要」
移乗：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
移動：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
排尿：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
排便：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」
②支給量を定める単位時間（30 分単位）月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

1)乗降・降車の介助を行うことに前後して必要な身体介護が 20 分から 30 分程度未満の場合は、「通院等乗降介助」になります。

2)ヘルパー自らが運転する車両で移動介助する場合に加え、公共交通機関等を利用して移動介助する場合も含まれます。

3)ヘルパー自らが運転する時間は、報酬の算定対象外です。

4)移動先が病院の場合、院内介助となる診察時間や待ち時間は、報酬の算定対象外です。院内でも付き添いが必要な場合はサービス等利用計画に理由等を記載してください。

5)ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。

・通院介助、行動援護、同行援護を利用し、車両で移動をする場合

車での送迎を利用する時には、その時間は福祉サービスでなく「福祉有償輸送」での対応となります。別途料金が必要になりますので、各事業所に利用料金を確認してください。

目的地へ車両で移動中	見守り及び身辺面の介助	目的地へ車両で移動中
有償輸送	通院等介助、行動援護、同行援護	有償輸送

6) ヘルパーが「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」を行う場合で「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に 30 分～１時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、通算して「居宅における身体介護」を算定する形になる。

7) 複数の移動先へ移動する場合は、居宅(始点)から居宅(終点)の間を 1 回の介助とし、その間で算定対象となる時間を通算して算定する。

8)ヘルパー自らが車両を運転する場合、通院等介助サービスを提供する事業所は、道路運送法上の許可や登録が必要です。

9)障がい児や難病等の児童の利用は、保護者が介助できない場合に限られており、障がい福祉課に相談してください。

10) 院外処方の薬局への通院介助についても利用可能です。病院での支払い等手続き終了後から算定可能です。

（1-4）通院等乗降介助

居宅から、ヘルパー自らが運転する車両への乗降の介助、乗車前、降車後の屋内外における移動の介助、移動先における手続き、移動の介助を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、障がい児（小学生以上）、難病等の患者

【支援区分】区分１以上（児童はこれに相当する支援の度合）

②支給量を定める単位時間　回／月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

1)乗降・降車の介助を行うことに前後して必要な身体介護が 20 分から 30 分程度未満の場合は、「通院等乗降介助」になります。
2)ヘルパー自らが運転する時間は、報酬の算定対象外です。
3)移動先が病院の場合、院内介助となる診察時間や待ち時間は、基本は報酬の算定対象外です
4) 複数の移動先へ移動する場合は、1 つの移動先への移動を 1 回の介助とし算定する。
5)ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。
6)ヘルパー自らが車両を運転する場合、通院等介助サービスを提供する事業所は、道路運送法上の許可や登録が必要です。
7) 障がい児や難病等の児童の利用は、保護者が介助できない場合に限られており、障がい福祉課に相談してください。

(2) 重度訪問介護

常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。病院等に入院中のコミュニケーション支援も区分６の方は受けることができます。

① 対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、障がい児（15 歳以上児童相談所が認めた場合）、難病等の患者

【支援区分】区分４以上

【他の要件】

（身体障がい者・難病等の患者の場合）

・二肢以上に麻痺があること

・障害支援区分認定調査において、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援不要」以外と認定されていること

（知的障がい者・精神障がい者の場合）

・障害支援区分認定調査による行動関連項目（12 項目）の合計が 10 点以上であること

②支給量を定める単位時間（30 分単位）月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

・ １日３時間以上利用するサービスです。

・ 宿泊を伴う旅行時に重度訪問介護で算定することが可能です。事前に障がい福祉課に相談してください。

・ 重度訪問介護でヘルパーと外出する場合は、移動介護分の時間数を別に明記してください。（重度訪問介護１２０時間、うち、移動介護分５０時間）。

・ 二人介護は、次のいずれかに該当する場合、必要な時間に限り認めます。

1)障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合

2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

3) その他障がい者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合

・ 重度訪問介護は、従前の日常生活支援の取扱いと同様に、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできません。ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りではありません。

・ 重度訪問介護の対象となる障がい者が医療機関に入院するときは、 入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合 、１泊以上の外泊のため 医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、 重度

訪問介護を利用することができます。(平成 28 年 7 月厚労省通知)

- 障害支援区分 6 の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、 介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む。 以下①について同じ。）中にコミュニケーション支援等を提供することができます。
- 知的障がいや精神障がいの方が重度訪問介護を利用する場合は以下の取り扱いがあります。

  ＊重度の知的・精神障がい者にかかる重度訪問介護については、「相談支援事業者を中心とした連携体制の下で行動援護事業者が一定期間、問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等を行いつつ、居宅介護や他のサービスによる支援を行いながらサービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進めます。また、支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。」とされています。

（3）同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、障がい児、難病等の患者（小学生以上の児童含む）

【支援区分】区分不要

【その他用件】

同行援護アセスメント（別表参照）において、次の２項目のいずれの状態にも該当すること

・移動障害に係る点数が１点以上

・視力障害、視野障害、夜盲に係る点数のいずれかが１点以上

② 支給決定期間　１年以内

③ 支給量を定める単位時間（30 分単位）月

④ 支給決定期間　１年以内

⑤ 運用上の基本的考え方

・ １日複数回利用する場合は、概ね２時間以上の間隔を空けることが必要です。

・ 二人介護は、次のいずれかに該当する場合、必要な時間に限り認めます。

1)障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合

2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

3)その他障がい者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合

・ 同行援護の対象となる障がい者が医療機関に入院するときは、 入退院時に加え、 入院中に医療機関から日帰りで外出する場合 、１泊以上の外泊のため 医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、 同行援護を利用することができます。(平成 28 年 7 月厚労省通知)

（4）行動援護

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、障がい児

【支援区分】区分３以上（児童はこれに相当する支援の度合）

【他の要件】

障害支援認定調査による行動関連項目（12 項目）合計が 10 点以上であること

②支給量を定める単位時間（30 分単位）月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

- １事業所につき１日１回の報酬算定です。また、８時間以上利用した場合の報酬単価は７時間３０分以上の単価での請求となります。
- 二人介護は、次のいずれかに該当する場合、必要な時間に限り認めます。
  1)障がい者の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
  2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  3)その他障がい者の状況から(1)(2)に準ずると認められる場合
- 行動援護については外出時の支援を基本としていますが、重度訪問介護の利用のためのアセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用が可能です。
- 行動援護の対象となる障がい者が医療機関に入院するときは、 入退院時に加え、 入院中に医療機関から日帰りで外出する場合 、１泊以上の外泊のため 医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、行動援護を利用することができます。(平成 28 年 7 月厚労省通知)
- ヘルパー自らが運転する車両の運賃等は、給付費の対象外です。

・通院介助、行動援護、同行援護を利用し、車両で移動をする場合

車での送迎を利用する時には、その時間は福祉サービスでなく「福祉有償輸送」での対応となります。別途料金が必要になりますので、各事業所に利用料金を確認してください。

目的地へ車両で移動中	見守り及び身辺面の介助	目的地へ車両で移動中
有償輸送	通院等介助、行動援護、同行援護	有償輸送

（5）短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、障がい児

【支援区分】

（障がい者、18 歳以上の難病等の患者）区分１以上

（障がい児、18 歳未満の難病等の患者）障害児の調査項目（５領域１１項目）における障害児支援区分１以上

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

- 療養介護と併用給付はできません。
- ロングショートになりそうな場合は障がい福祉課に一度相談してください。
- 未就学児及び小学生は介護負担の軽減の理由では原則支給決定はされません。但し、重心加算の対象者のみ必要に応じて介護負担の軽減の理由でも月７日の上限で支給決定されます。

⑤短期入所の加算に関して

・障がい児の単価区分の決定・・・区分１、区分２、区分３

・医療型

①療養介護対象者・・・医療型（療養介護）

②重症心身障がい児・・・医療型（重心）

③遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する者・・・医療型（その他）

・重度障害者支援加算対象者の確認・・・重度支援（強度行動障害の場合）

（6）共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、相談援助、入浴、排せつ及び食事等の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整、その他日常生活を営む上で必要な支援を行います。

① 対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等の患者（児童含まない）

身体障がい者にあっては、６５歳未満の方又は６５歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、次の点に注意してください。

1)在宅の障がい者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること

2)共同生活援助の利用対象者とする身体障がい者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、６５歳に達した以降に身体障がい者となった方については新規利用の対象としないこと

【支援区分】

区分なしを含む全ての区分

② 支給量を定める単位時間　日／月

③ 支給決定期間　３年以上（体験利用の場合は、１年以内）

④ 運用上の基本的考え方

・ ホームの入居を具体的に検討している場合、一定期間の体験利用の支給決定をすることができます。利用上限は最初の支給決定時１年間で通算 50 日、連続して 30 日以内です。入院時も体験利用をすることは可能です。但し、共同生活援助の各種加算は取れません。

  ⇒体験利用を月１０日で申請すると５ヶ月間限定での支給決定となります。もし、５ヶ月目以降も利用する際は最初の５ヶ月間の実利用日数にあまりがあれば継続して支給決定ができます。例えば最初の５ヶ月間で３５日しか利用していない場合、残りの７ヶ月間は最大１５日の範囲で支給申請する（月２日）と決定がおります。

・ グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者１人当たり月額１万円を上限に補足給付が行われます。※補足給付額：家賃が１万円未満の場合＝実費、家賃が１万円以上の場合＝１万円。給付を受ける場合は、申請の際に家賃が分かる重要事項説明書を付けてください。また、体験利用の場合も補助を受けられます。

・ 重度の障がい者が利用するホームにおいて、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる状況がある ことから、次のどちらかの要件を満たしている場合に個人単位でのホームヘルプの利用を可能とし、必要な時間に限り認めています。

  1)区分４以上で、「重度訪問介護」、「同行援護」又は「行動援護」の対象者であり、ホ

ーム内において利用中のホームの従業者以外から居宅介護又は重度訪問介護を受ける場合。

2)区分４以上で、「個別支援計画への位置づけ」及び「市町村の認定」を受けて、ホーム内において利用中のホームの従業者以外から身体介護及び重度訪問介護で支援を受ける場合。もし利用が必要な場合は障がい福祉課に相談してください。

・ 共同生活援護利用中は原則として短期入所を利用することはできません。ただし、入居者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、共同生活援助を行う住居に戻って必要な支援を受けることが想定されますが、 一時帰宅中の施設入所支援等の報酬（帰宅時支援加算は含まない。）が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことが可能です。

(7) 施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

・生活介護を受けている方

区分４以上（50 歳以上の方にあっては区分３以上）

・「自立訓練」又は「就労移行支援」を受けている方

入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

・「上記以外の生活介護」又は「就労継続支援Ｂ型」を受けている方

次の全ての要件を満たす場合、施設入所支援と併用給付を受けることができます。

1) 指定特定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画案を作成していること

2) サービス等利用計画により、施設入所支援との併用給付が必要であると市町村が認めていること

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　３年以内

④運用上の基本的考え方

・施設入所支援を受ける障がい者については、施設入所支援以外の日中活動に係る施設障害福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなるが、当該日中活動サービス以外の障害福祉サービスについては、移動支援以外は原則として利用することはできません。ただし、障害者支援施設に入所する方が一時帰宅する場合は、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能です。

なお、障害者支援施設の入所者に係る日中活動サービスについては、既に、施設入所支援と併せて支給決定を受けていることから、改めて支給決定を受けることなく、一時帰宅中に当該日中活動サービスを利用することは可能です。

また、障害者支援施設の入所施設支援を受ける方が共同生活援助を体験的に利用する場合には、その間、共同生活援助の利用が可能となるとともに、併せてその期間中の日中活動サービスの利用も可能です。

施設入所支援を受ける方は、地域移行支援における障害福祉サービス事業者への委託による体験的な障害福祉サービスの利用及び一人暮らしに向けた体験的な宿泊の利用も可能です。

施設入所中は原則として短期入所を利用することはできません。ただし、入所者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設又は共同生

活援助を行う住居に戻って必要な支援を受けることが想定されますが、 一時帰宅中の施設入所支援等の報酬（帰宅時支援加算は含まない。）が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことが可能です。

⑤加算に関して

・重度障害者支援加算対象者の確認

① 医師意見書により特別な医療が必要とされる身体障がい者（②を除 く）・・・重度支援（身体・基本）

② 区分６かつ気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
又は重症心身障がい者・・・重度支援（身体・重度）

③ 障害支援区分の認定調査項目のうち１２項目の調査等の合計点数が１０点以上である者・・・重度支援（知的）

（8）療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる方

・区分６で筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

・区分５以上で筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者の方

・旧重症心身障害児施設に入所及び指定医療機関に入院した方で、上記２点に該当しない方

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　３年以内

⑤　運用上の基本的考え方

・療養介護を利用していて、重度訪問介護または行動援護の対象となる障がい者が日帰りで外出する場合 、１泊以上の外泊のため療養介護と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、 重度訪問介護または行動援護を利用することができます。(平成 28 年 7 月厚労省通知)

（9）生活介護

障害者支援施設等の施設において、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

・50 歳未満の場合

区分３以上

※施設へ入所する場合、区分４以上

・50 歳以上の場合

区分２以上

※施設へ入所する場合、区分３以上

・施設へ入所する方で、次の要件を全て満たす場合は、区分３以下（50 歳以上は区分２以下）の場合においても、生活介護サービスを受けることができます。

1)指定特定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画を作成していること

2)サービス等利用計画を勘案して、生活介護との併用給付が必要であると市町村が認めていること

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　３年以内

④運用上の基本的考え方

・日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられますが、障がい者の効果的な支援を行う上で市町村が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスを組み合わせて支給決定を行うことが可能です。

なお、複数の日中活動サービスの支給決定を受けている場合でも、日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできません（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬を算定できません。）。

・介護保険制度の対象者は、次のいずれかに該当する場合に生活介護サービスを受けることができます。

1) 障害者支援施設に入所している方

2) 65 歳以前から利用されている方

（10-1）自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者・難病等の患者。具体的には次のとおりです。

・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な場合

・特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

・標準利用期間は１年６か月です。ただし、頸髄損傷による四肢の麻痺やこれに類する状態の障がい者については３年です。

・標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の承認が必要です。１回に限り、最大１年間の更新が可能です。

・機能訓練に関しては訪問による訓練があります。訪問開始日から起算して 180 日間ごとに 50 回を上限として算定することができます。なお、「居宅を訪問して自立訓練（機能訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。

＊日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助

＊食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助

＊地域生活のルール、マナーに関する相談援助

＊交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助

＊その他必要な支援

（注）「居宅」とは、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における共同生活住居は含まれないものであるが、共同生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助利用者であっても対象となっている。

・市町村は、自立訓練（機能訓練）の支給決定を行うにあたっては、暫定支給決定を行います。暫定支給決定とは、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定

支給決定期間）を設定した短期間の支給決定です。暫定支給決定期間は、支給決定の有効期間開始日の翌月末まで設定します。暫定支給決定で一定期間、サービスを利用した後、サービス提供事業者は、暫定支給決定期間中の内容を踏まえた個別支援計画を市町村及び指定特定相談支援事業者に提出。市町村は、利用者の利用意思の確認及び当該サービスの利用が適切かどうかの確認を行います。この確認を踏まえ、市町村は本支給決定を行います。

・生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用について市町村が必要と認めた場合においては、再度のサービス利用が可能です。

（10-2）自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

① 対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者、難病等の患者。具体的には次のとおりです。

・入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な場合

・特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な場合

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

- 標準利用期間は２年です。ただし、長期入院していた、又はこれに類する事由のある障がい者については３年です。
- 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の承認が必要です。１回に限り、最大１年間の更新が可能です。
- 生活訓練に関しては訪問による訓練があります。訪問開始日から起算して 180 日間ごとに 50 回を上限として算定することができます。なお、「居宅を訪問して自立訓練（生活訓練）を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。

  ＊日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助

  ＊食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助

  ＊地域生活のルール、マナーに関する相談援助

  ＊交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助

  ＊その他必要な支援

  （注）「居宅」とは、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における共同生活住居は含まれないものであるが、共同生活住居外で実施する訓練については、指定共同生活援助利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助利用者であっても対象となっている。
- 市町村は、自立訓練（生活訓練）の支給決定を行うにあたっては、暫定支給決定を行います。暫定支給決定とは、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した短期間の支給決定です。暫定支給決定期間は、支給決定

の有効期間開始日の翌月末まで設定します。暫定支給決定で一定期間、サービスを利用した後、サービス提供事業者は、暫定支給決定期間中の内容を踏まえた個別支援計画を市町村及び指定特定相談支援事業者に提出。市町村は、利用者の利用意思の確認及び当該サービスの利用が適切かどうかの確認を行います。この確認を踏まえ、市町村は本支給決定を行います。

- 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用について市町村が必要と認めた場合においては、再度のサービス利用が可能です。

（10-3）宿泊型自立訓練

居室その他の設備を利用することを通じて、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者、難病等の患者。

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

- 標準利用期間は２年です。ただし、長期入院していた、又はこれに類する事由のある障がい者（長期間の引きこもり等により社会生活の経験が乏しい方や発達障がいのある方等）については３年です。
- 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の承認が必要です。１回に限り、最大１年間の更新が可能です。
- 市町村は、宿泊型自立訓練の支給決定を行うにあたっては、暫定支給決定を行います。暫定支給決定とは、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した短期間の支給決定です。暫定支給決定期間は、支給決定の有効期間開始日の翌月末まで設定します。暫定支給決定で一定期間、サービスを利用した後、サービス提供事業者は、暫定支給決定期間中の内容を踏まえた個別支援計画を市町村及び指定特定相談支援事業者に提出。市町村は、利用者の利用意思の確認及び当該サービスの利用が適切かどうかの確認を行います。この確認を踏まえ、市町村は本支給決定を行います。
- 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障がいの状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用について市町村が必要と認めた場合においては、再度のサービス利用が可能です。

（11）就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障害者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

・就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な６５歳未満 の者又は６５歳以上の者

ただし、６５歳以上の者は、６５歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、６５歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

・あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する方。

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

- 標準利用期間は２年です。あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、３年又は５年です。
- 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の承認が必要です。１回に限り、最大１年間の更新が可能です。
- 市町村は、就労移行支援の支給決定を行うにあたっては、暫定支給決定を行います。暫定支給決定とは、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した短期間の支給決定です。暫定支給決定期間は、支給決定の有効期間開始日の翌月末まで設定します。暫定支給決定で一定期間、サービスを利用した後、サービス提供事業者は、暫定支給決定期間中の内容を踏まえた個別支援計画を市町村及び指定特定相談支援事業者に提出。市町村は、利用者の利用意思の確認及び当該サービスの利用が適切かどうかの確認を行います。この確認を踏まえ、市町村は本支給決定を行います。
- 生涯一度だけの利用を原則とするものではありません。例えば、生活環境や障害の状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、その利用について市町村が必要と認めた場合においては、再度のサービス利用が可能です。

(12) 就労継続支援Ａ型

企業等に就労することが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な 65 歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等の患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方)。

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　３年以内

④運用上の基本的考え方

- 市町村は、就労継続支援Ａ型の支給決定を行うにあたっては、暫定支給決定を行います。暫定支給決定とは、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した短期間の支給決定です。暫定支給決定期間は、支給決定の有効期間開始日の翌月末まで設定します。暫定支給決定で一定期間、サービスを利用した後、サービス提供事業者は、暫定支給決定期間中の内容を踏まえた個別支援計画を市町村及び指定特定相談支援事業者に提出。市町村は、利用者の利用意思の確認及び当該サービスの利用が適切かどうかの確認を行います。この確認を踏まえ、市町村は本支給決定を行います。
- 日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられますが、障がい者の効果的な支援を行う上で市町村が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスを組み合わせて支給決定を行うことが可能です。

  なお、複数の日中活動サービスの支給決定を受けている場合でも、日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできません（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬を算定できません。）

（13）就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい者、難病等患者（児童含まない）

【支援区分･要件】

･就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のとおり。

･就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方

・50 歳に達している方又は基礎年金１級受給者の方

・上記２点に該当しない方であって、就労移行支援事業所にて就労アセスメントを受けて、B 型の利用が適当と判断された方。

・施設へ入所する方で、次の要件を全て満たす場合は、就労継続支援 B 型を受けることができます。

1)指定特定相談支援事業所を通じてサービス等利用計画案を作成していること

2)サービス等利用計画を勘案して、就労継続支援 B 型との併用給付が必要であると市町村が認めていること

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　３年以内（支給決定時に 50 歳未満の場合は、１年以内）

④運用上の基本的考え方

・日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられますが、障がい者の効果的な支援を行う上で市町村が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスを組み合わせて支給決定を行うことが可能です。なお、複数の日中活動サービスの支給決定を受けている場合でも、日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできません。(同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬を算定できません。)

（14）就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡 調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月１回以上は障がい者との対面支援を行う。加えて、月１回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者及び要件】

・就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

・就労移行支援等の利用を経て、就労を継続している期間が６月以上３年６月未満の方。

②支給量を定める単位時間　月

③支給決定期間　利用期間は３年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぎます。（支給決定は１年ごとに更新必要）

就職後７月目の時点で本人が職場定着支援の必要性を理解できず 就労定着支援の利用を希望しなかった場合又は支援途中で利用を希望しなくなっ た場合においても、改めて後日に就労定着支援の利用を希望するときには、３年６か月から就労継続期間を除いた期間に限り支給決定を行って差し支えない。

④運営上の基本的な考え方

・就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での 各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うもの であり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。

就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内 容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

・就労移行支援事業所には就職後支援として以下のことが求められています。そのため就労定着支援は就職して６か月後移行からの利用となります。「利用者が就職してから、少なくとも６ヶ月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。」

（15）自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や 随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
定期的に利用者の居宅を月２回以上訪問し、

・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
・ 公共料金や家賃に滞納はないか
・ 体調に変化はないか、通院しているか
・ 地域住民との関係は良好か

などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった 際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者及び要件】

一 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人 暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 二 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※） 三 障がい、疾病等の家族と同居しており（障がい者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※）

②支給量を定める単位時間　月

② 支給決定期間　標準利用期間は１年（市町村判断で延長可能）

（16）地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
具体的な支援内容として，指定地域移行支援事業所は，利用者に対し，対面による支援を月２回以上行うとともに，住居の確保その他地域生活へ移行するための活動に係る相談，外出の際の同行，障害福祉サービスの体験的な利用支援，体験的な宿泊支援等を提供します。

①対象者と必要な障害支援区分
【対象者及び要件】
ア 障害者支援施設，のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者
※ 児童福祉施設に入所する 18 歳以上の方、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上の障がい者みなしの方も対象。
イ 精神科病院に入院している精神障がい者の内、以下のいずれかに該当する方 ① 直近の入院期間が１年以上の方
② 直近の入院期間が１年未満の方のうち、措置入院者又は医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする方
③ 直近の入院期間が１年未満の方で、②に該当しない方のうち、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方
ウ 救護施設又は更生施設に入所している障がい者
エ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者
※ 保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整となった障がい者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれる場合など、指定一般相談支援事業所による効果的な支援が期待される方。
オ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター，就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者
①支給量を定める単位時間　日／月
②支給決定期間　月を単位として，６か月の範囲内。
※ただし、６か月の範囲内で更新可能です。更なる更新（１年超）については、審査会の承認が必要です。

（17）地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や支援を行う。
具体的な支援内容として、指定地域定着支援事業所は、利用者やその家族との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜居宅への訪問等を行う。また、利用者の障がいの特性に起因して緊急の事態等が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、家族や当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所、医療機関との連絡調整、一時的な滞在による支援等を行う。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者及び要件】

ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方

イ 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族が障がい、疾病等のため、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある方

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　１年

※ただし、対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時等の支援体制が必要と市町村が認める場合には、１年間の範囲内で更新可能です。更なる更新（１年超）についても、市町村が必要と認める場合には可能です。

（18）放課後等デイサービス

施設において、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】６歳（小学生）～１８歳（高校卒業まで）

ただし、１８歳（高校卒業後）～２０歳までは、主治医の必要性により、市で対象とするかどうかを判断する。

【要件】次のいずれかに該当するもの

・療育手帳の交付を受けている
・特別支援学校または特別支援学級に在籍している（いた）
・児童発達支援の利用経験がある
・医師の意見書により、放課後等デイサービスに通うことが適切であると認めるもの

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

・支給量（給付日数）は、障害児支援利用計画（セルフプラン）に記載した量（日数）とする。計画相談事業所を利用されている方は、サービス担当者会議で決定した日数とする。どちらも支給量（給付日数）の上限を２３日／月とする。
・延長が必要な場合は、障害児支援利用計画（セルフプラン）にその旨を記載して頂き、市で延長の可否を決定する。計画相談事業所を利用されている方は、サービス担当者会議で延長の可否を決定する。
・兄弟間または同一の利用児が複数の事業所を利用する場合は、利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書を管理する事業所に市に提出して頂き、上限額を管理して頂く。
・放課後等デイと日中一時を利用することは可能。
・利用希望者から提出される５領域１１項目の行動援護表に基づき、食事、排せつ、入浴および移動のうち合計点数が３点以上に該当する場合またはコミュニケーション、不適切な行為、読み書き等の１６項目で合計点数が１３点以上に該当する場合は、指標に該当する障がい児とする。

（19）保育所等訪問支援事業

障がい児が通う保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の施設を訪問し、障がい児とそれ以外の児童との集団生活への適応に向け、障がい児への専門的な支援、当施設職員への専門的助言等その他必要な支援を行います。

①対象者と必要な障害支援区分

【対象者】障がい児、難病等の児童

【要件】保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児

※ なお、厚生労働省令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする（則第１条の２の５）。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる。

②支給量を定める単位時間　日／月

③支給決定期間　１年以内

④運用上の基本的考え方

効果的な支援を行う上で、市町村が必要と認める場合には、児童発達支援（医療型児童発達支援を含む。）又は放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせて通所給付決定を行うことが可能である。

（20）児童発達支援

施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

①対象者と要件

【対象者】未就学児で園、乳幼児健診、医療機関により療育の必要性が認められた児童（手帳所持の有無は問わない）

②支給量を定める単位時間　日／週　または　日／月

③支給決定期間　半年ごと

④運用上の基本的考え方

・新規療育利用ケース会議により利用決定の可否を検討。継続利用については、別途、事業所の継続会議により検討。

・支給量（給付日数）および利用形態については、事業所で検討してもらい、決定をしている。

(21) 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等に参加するための外出（プール・散歩・サロンなどへの外出）の支援を行います。（通年かつ長期、定期的にわたる外出、経済活動に係る外出、社会通念上適当でない外出等には利用できません）
ただし、自動車を使用する場合は、福祉有償運送の制度や公共交通機関を利用し、運賃は自己負担になります。

① 対象者
市内に住所を有する障がい者・児（身体障がい・知的障がい・精神障がいまたは治療方法が確定していない疾病その他の特殊の疾病）とする。
※障害者手帳を所持していない者（発達障がい者・疾病）は、医師の診断書により発達障がいがあることを確認できれば申請可能です。また、特定疾患医療受給者証で病名等が確認できる場合は、その写しで診断書は不要です。
② 上限時間　特になし
③ 支給決定期間　４月１日から３月３１日まで（年度途中は申請日から開始）
④ 運用上の基本的考え方
・申請の際に「移動支援事業にかかる身体介護の有無判断基準」の聞き取りを行ってください。
なお、平成３０年度に聞き取りを行った方は、聞き取り不要です（次回の判断基準聞き取りは令和３年度)。状態が変わった場合は、再度判断基準表の聞き取りを行ってください。

★移動支援事業（外出介護）についての注意事項★
・病院への通院に関する支援は、「居宅介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ)」の利用になります。（介護保険制度優先）
・行動援護が使える方は、行動援護サービスが優先になります。（介護給付優先）
・視覚障がいの方は、「同行援護」というサービスが優先になります。（同行援護が利用できない場合は移動支援が利用できます。）
以下のような場合は、原則として、移動支援事業を利用することはできません。

利用できない具体例		利用できない理由
1	通院・官公署への手続き 選挙の投票のため、投票所への移動 相談支援事業所へのサービス利用相談 サービス事業所への相談・見学	介護給付の「居宅介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ)」の利用が優先されるため利用できません
2	通勤、営業活動、サービス事業所等への通所（体験、実習も含む）	通年かつ長期、定期的にわたる外出、経済活動に係る外出にあたるので、利用できません。
3	保育所、幼稚園、学校への通園、通学	通年かつ長期、定期的にわたる外出にあたるので、利用できません。ただし、保護者等の状況（疾病、障がい等）によっては認めることがあります。（※）
4	短期入所サービス、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業等の利用のための移動	保護者による送迎、または実施主体による送迎を原則としているので、利用できません。ただし、保護者等の状況（疾病、障がい等）によっては認めることがあります。（※）

5	違法行為が伴う可能性がある場合 特定の思想の流布、布教活動、政治活動等その他、公費での支援が適切でないもの	公費支出の是非、社会通念上適当でない外出等に該当するため、利用できません。

※「保護者等の状況により利用を認める場合」については、個別に理由をお聴きさせていただき、市役所、相談支援センターコンパス、サービス提供事業者の間で協議を行ったうえで利用の可否を決定しますので、利用申請の際に市役所、コンパス、事業者にご相談ください。

なお、移動支援事業が利用できない場合でも、事業所によっては、福祉有償運送の単独利用が可能な場合がありますので、詳しくは、福祉有償運送事業所へお尋ねください。

(22) 日中一時支援

日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常介護している家族の負担軽減を図ります。

① 対象者

市内に住所を有する障がい者・児（身体障がい・知的障がい・精神障がいまたは治療方法が確定していない疾病その他の特殊の疾病）とする。

※障害者手帳を所持していない者（発達障がい者・疾病）は、医師の診断書により発達障がいがあることを確認できれば申請可能です。また、特定疾患医療受給者証で病名等が確認できる場合は、その写しで診断書は不要です。

② 上限回数　特になし

③ 支給決定期間　４月１日から３月３１日まで（年度途中は申請日から開始）

④ 運用上の基本的考え方

・申請の際に「単価区分の判断基準」の聞き取りを行ってください。
なお、平成３０年度に聞き取りを行った方は、聞き取り不要です（次回の判断基準聞き取りは令和３年度)。状態が変わった場合は、再度判断基準表の聞き取りを行ってください。

・重複障がい者であるか手帳の所持状況に応じて、重複加算対象者であるか否かを判断してください。

(23) 訪問入浴サービス

家庭内において自力で、または家族の介助のみでは入浴が困難な重度障がい者・児に対して定期的に移動入浴車を派遣し、居宅で入浴するサービスです。

① 対象者
市内に住所を有し、医師が入浴可能と認め、かつ、健康上入浴に支障がない重度障がい者・児(居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な 65 歳未満の重度の障がい者・児)であって、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく訪問入浴介護を受けることができないものとする。

② 上限回数　週２回

③ 支給決定期間　４月１日から３月３１日まで（年度途中は申請日から開始）

④ 運用上の基本的考え方

・新規申請の際に医師意見書(様式第 2 号)と障がい者訪問入浴サービス事業利用誓約書(様式第 3 号)を添付して提出してください（継続の方は提出不要）。

（24）地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供し、社会との交流を促進します。

① 対象者
市内に住所を有する障がい者・児（身体障がい・知的障がい・精神障がいまたは治療方法が確定していない疾病その他の特殊の疾病）とする。
※障害者手帳を所持していない者（発達障がい者・疾病）は、医師の診断書により発達障がいがあることを確認できれば申請可能です。また、特定疾患医療受給者証で病名等が確認できる場合は、その写しで診断書は不要です。
② 上限時間　特になし
③ 支給決定期間　４月１日から３月３１日まで（年度途中は申請日から開始）
④ 運用上の基本的考え方

・申請の際に「単価区分の判断基準」の聞き取りを行ってください。

なお、平成３０年度に聞き取りを行った方は、聞き取り不要です（次回の判断基準聞き取りは令和３年度)。状態が変わった場合は、再度判断基準表の聞き取りを行ってください。